

幹事ハ隊長ノ命ニ依リ各分擔ノ事務ヲ分掌ス 顧問ハ本隊ヲ監督シ重要ノ協議ニ參與ス
 第五條 役員ノ任期ヲ一ケ年トシ改選期ヲ普通春季トス

隊長ハ大口消防組各部ノ在任小頭ヲ副隊長ハ同副小頭ヲ、幹事ハ隊員中ヨリ選舉ス

第六條 本隊ハ毎年春季出初式ヲ舉行シ、春秋二季ノ檢閲ヲ受クルモノトス

第七條 本隊員ノ賞罰ハ役員會ニ於テ決スルモノトス

附記 本規約ノ外ニ細則ヲ設クルコトヲ得

消 防 部

部 名	設 置 區 域	定 員			告 示 年 月 日
		小 頭	小 頭	消 防 手	
第一部	大口村大字豊田	一	一	六〇	大正十一年五月、 昭和三年十一月少年消防隊
第二部	同 小口字下小口	一	一	五七	大正十二年四月
第三部	同 大字余野	一	一	六九	大正十四年八月
第四部	同 小口字中小口	一	一	四〇	昭和二年一月
第五部	同 字上小口	一	一	四五	昭和二年二月
第六部	同 大字河北二ツ屋菰島	一	一	四〇	昭和六年十月

第七部	同 大字河北	一	一	四四	昭和三年三月
第八部	同 小口竹田	一	一	四二	昭和四年四月
第九部	同 大字大屋敷	一	一	五四	同 昭和七年十一月少年消防隊
第十部	同 秋田傳石	一	一	四一	同 昭和八年十一月少年消防隊
第十一部	同 外坪	一	一	四〇	昭和八年八月

備考 右表中ノ消防手ノ數ハ決定的ノモノニアラズ、年ニヨリ多少ノ増減ヲ見ルエリアリ。

第 十 一 章 衛 生

第 一 節 大 口 村 衛 生 組 合

昔は民間に於ける衛生思想が發達してゐなかつた。爲に病に冒されても敢て手當を施すこともなく唯自然に任すか、神佛の加持祈禱によつて之を癒すのみで醫師の診療を乞ふ者は極めて小數であつた。然るに文化の發達に伴ひ諸種の疾病に對する豫防、手當の方法が考究せられ、衛生方面に於ける諸種の組織が成立するに至つた。本村に於ても大口村衛

年次種別	豫算		決算		年次種別	豫算		決算	
	額	円	額	円		額	円	額	円
大正九年	五六〇〇〇		五八五九〇		昭和二年	一、一四〇〇		一、一三〇〇	
大正十年	八四〇一七		八三九九七		昭和三年	七〇〇〇		六七四〇〇	
大正十一年	七二六一〇		七二六一〇		昭和四年	七三六〇〇		八一六一三	
大正十二年	七二六〇〇		六二六五二		昭和五年	九〇五〇〇		九〇三八二	
大正十三年	五五〇〇〇		六五二三二		昭和六年	七九一〇〇		七八八八〇	
大正十四年	九三七〇〇		九四〇八二		昭和七年	六八七〇〇		六八〇〇〇	
昭和元年	八七〇〇〇		九〇一八一		昭和八年	六八二〇〇			

第三節 中央醫團

本村及び布袋、古知野、扶桑の四ヶ町村に在住する開業醫を以て組織する、私立團體で、本團創立は明治二十九年十月、爾來大抵毎月一回會員集合の上、互の親睦を圖り醫學進歩に伴ふ研究及び醫事、衛生に關する意志交換をなし、研究の實を擧げつゝあり、既に回を重ねること四百回以上に及ぶ。尙現在會員十五名、本村の會員は佐野斧三郎、佐藤亀

一の二氏である。

第四節 産婆會

古い昔に於ては産婆は「取上婆」と稱して別に規定された資格とともなく、只經驗のみで之に當つてゐた。従つて同志の聯絡機關とともなく互の融和を計る如きものも設けられてゐなかつた。明治十七年に至り同志相謀り丹羽郡を南、中、北の三部に分ち、産婆會を組織して共に相研き融和に連絡に努めた。

本村の如きは其の中部に加はる事となつた。然るに明治二十六年五月に至つて郡内を改めて、第一部落(元の南部)第二部落(元の中部)第三部落(元の北部)となして、これを合同して郡役所に毎月一回會合を開き、愛知醫專(現名古屋大)より講師を聘し、分娩、婦人衛生等に關する學術講話を聞く事とした。然るに大正六年に至り、明治二十四年八月縣令の示す所に基いて丹羽郡を一團とした丹羽郡産婆會を創立した。而して毎月一回講師を聘し講話會を開き、或は諸種斯業に關係ある問題を討議考究することとした。後大正十五年六月縣令に基き現在の産婆會の出現を見るに至つた。因に本村に於ける會員は現在一名である。

